茨城県警察からのお知らせ

～交通窓口を利用される方々へ～

茨城県警察では、交通窓口業務の受付時間を変更して試行します。

試行期間　令和4年2月1日から令和4年6月 30 日まで

御理解、御協力をお願いいたします。

1 受付時間

午前8時 30 分から午後0時まで及び午後1時から午後4時 30 分まで

2 対象業務

交通総務課関係業務

- 緊急自動車・道路維持作業用自動車関係
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認関係
- 原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認関係
- 安全運転管理者関係
- 自動車運転代行業関係

交通規制課関係業務

- **自動車保管場所証明関係**
- 道路使用許可関係
- 通行許可関係
- 駐車許可関係
- 制限外許可関係
- 制限外牽引許可関係
- 駐車禁止除外指定車標章関係
- 通行禁止除外指定車標章関係
- 高齢運転者等標章関係
- 緊急通行車両等事前届出関係

運転免許センター関係業務

- 記載事項変更
- 再交付
- 国外免許

3 対象施設及び問い合わせ先

- 警察署　（書類提出先の警察署へお問い合わせください。）
- 警察センター　（書類提出先の警察センターへお問い合わせください。）
- 運転免許センター　(029-293-8811)
- 高速道路交通警察隊　(029-252-8013)
- 警察本部（交通総務課、交通規制課）(029-301-0110(代表))